

B4地区

(自治会名)
(通称名)

伊勢寺町・日丘町・八重田町・深長町・岩内町
野村町・殿村町・大阿坂町・小阿坂町

美濃田町・小野町・六軒町・松崎浦町第1・松崎浦町第2・松崎浦町第3
松崎浦町第4・松ヶ島町・南松ヶ島町・新松ヶ島町・新出町・小寄団地
新小寄団地・大塚町・久保田町・船江町団地北・船江町・出曲町・曲町
田牧町・西町・西之庄町・川井町・川井町西・塚本町・鎌田北町

令和6年度 ごみ収集カレンダー

松阪市本庁管内

●ごみは分別して収集日の当日午前8時までに出してください。

ごみの収集に関すること	松阪市リサイクルセンター	☎53-4470
資源物に関すること	松阪市リサイクルセンター	☎53-4417
ごみの持ち込みに関すること	松阪市クリーンセンター	☎36-0975
埋立物は必ず事前問合せください	松阪市一般廃棄物最終処分場	☎28-7710

可燃 燃えるごみ
 不燃 燃えないごみ・危険ごみ
 プラ容 プラスチック容器・袋
 ビン 空ビン
 資源 新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、古着類、牛乳パック、白色トレットボトル、飲食用アルミ缶、蛍光管、充電式小型家電

※【祝日収集について】令和5年4月より月・水曜日に加え、燃えるごみに限り火・木・金曜日についても行っています（下記カレンダーをご確認ください）。
※ごみ・資源物を持ち込む施設の受付日時は収集の日程とは異なります。別紙「ごみの分け方・出し方」裏面の「ごみ・資源物を持ち込む施設案内」をご確認ください。

令和6年 4月 5月 6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 可燃	3	4 プラ容	5 可燃	6
7	8 資源	9 可燃	10 不燃	11 プラ容	12 可燃	13
14	15	16 可燃	17	18 プラ容	19 可燃	20
21	22 ビン	23 可燃	24 不燃	25 プラ容	26 可燃	27
28	29	30 可燃				

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 プラ容	3 可燃	4
5	6	7 可燃	8 不燃	9 プラ容	10 可燃	11
12	13	14 可燃	15	16 プラ容	17 可燃	18
19	20 資源	21 可燃	22 不燃	23 プラ容	24 可燃	25
26	27 ビン	28 可燃	29	30 プラ容	31 可燃	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 可燃	5 不燃	6 プラ容	7 可燃	8
9	10 資源	11 可燃	12	13 プラ容	14 可燃	15
16	17	18 可燃	19 不燃	20 プラ容	21 可燃	22
23	24 ビン	25 可燃	26	27 プラ容	28 可燃	29
30						

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 可燃	3 不燃	4 プラ容	5 可燃	6
7	8 資源	9 可燃	10	11 プラ容	12 可燃	13
14	15	16 可燃	17 不燃	18 プラ容	19 可燃	20
21	22	23 可燃	24	25 プラ容	26 可燃	27
28	29 ビン	30 可燃	31 不燃			

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1 プラ容	2 可燃	3
4	5	6 可燃	7	8 プラ容	9 可燃	10
11	12	13 可燃	14 不燃	15 プラ容	16 可燃	17
18	19 資源	20 可燃	21	22 プラ容	23 可燃	24
25	26 ビン	27 可燃	28 不燃	29 プラ容	30 可燃	31

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 可燃	4	5 プラ容	6 可燃	7
8	9 資源	10 可燃	11 不燃	12 プラ容	13 可燃	14
15	16	17 可燃	18	19 プラ容	20 可燃	21
22	23	24 可燃	25 不燃	26 プラ容	27 可燃	28
29	30 ビン					

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1 可燃	2	3 プラ容	4 可燃	5
6	7	8 可燃	9 不燃	10 プラ容	11 可燃	12
13	14	15 可燃	16	17 プラ容	18 可燃	19
20	21 資源	22 可燃	23 不燃	24 プラ容	25 可燃	26
27	28 ビン	29 可燃	30	31 プラ容		

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1 可燃	2
3	4	5 可燃	6 不燃	7 プラ容	8 可燃	9
10	11	12 可燃	13	14 プラ容	15 可燃	16
17	18 資源	19 可燃	20 不燃	21 プラ容	22 可燃	23
24	25 ビン	26 可燃	27	28 プラ容	29 可燃	30

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 可燃	4 不燃	5 プラ容	6 可燃	7
8	9 資源	10 可燃	11	12 プラ容	13 可燃	14
15	16	17 可燃	18 不燃	19 プラ容	20 可燃	21
22	23 ビン	24 可燃	25	26 プラ容	27 可燃	28
29 可燃	30	31				

令和7年 1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7 可燃	8 不燃	9 プラ容	10 可燃	11
12	13	14 可燃	15	16 プラ容	17 可燃	18
19	20 資源	21 可燃	22 不燃	23 プラ容	24 可燃	25
26	27 ビン	28 可燃	29	30 プラ容	31 可燃	

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 可燃	5 不燃	6 プラ容	7 可燃	8
9	10 資源	11 可燃	12	13 プラ容	14 可燃	15
16	17 ビン	18 可燃	19 不燃	20 プラ容	21 可燃	22
23	24	25 可燃	26	27 プラ容	28 可燃	

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 可燃	5 不燃	6 プラ容	7 可燃	8
9	10 資源	11 可燃	12	13 プラ容	14 可燃	15
16	17	18 可燃	19 不燃	20	21 可燃	22
23	24 ビン	25 可燃	26	27 プラ容	28 可燃	29
30	31					

○事業にともなう一般廃棄物は、松阪市が許可している業者に依頼するか、または自己搬入してください。○産業廃棄物は、松阪市では受入・処理できません。令和6年3月発行